別記様式第二の二

（表　面）

質問又は立入検査を行う職員の証（第五条の二関係）

第　　号

顔写真
（押出スタンプ）

所属庁

職　名

氏　名（生年月日）

右の者は、老人福祉法に基づいて有料老人ホームの関係者に対して質問し、又は当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

都道府県知事

氏　名

印

（裏　面）

老人福祉法（抄）

（報告の徴収等）

第十八条

3　前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（有料老人ホーム）

第二十九条

11　都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

12　第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

備考　この証明書は、B列八番とし、厚紙を用いること。